

「山梨県手数料条例の一部を改正する条例」

(令和元年10月18日交付、令和元年11月16日施行 山梨県条例第19号)

建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料に「複数棟の認定」を追加しました。

【法改正の概要】

○ 省エネ性能の優れた建築物の容積率を緩和する特例制度は、これまで1棟ごとに認定してきたが、今回の改正により、複数の建築物が連携し、省エネ設備を集約設置した場合も認定対象とすることで、さらなる供給の促進を図る。

改正前

認定対象：1棟ごと  
 メリット：省エネ設備部分の面積を容積算定面積から除外

改正後

認定対象：複数棟を追加  
 メリット：省エネ設備部分の面積を集約設置した棟の容積算定面積から除外

【条例改正の内容】

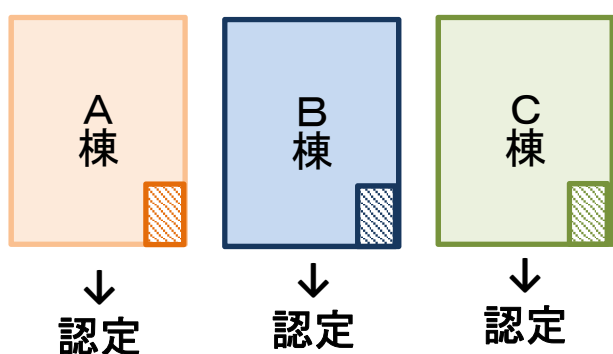
新規の申請の場合

<改正前> 1棟ごとの認定手数料

<改正後> 複数棟の場合は、1棟ごとに認定手数料を算出し、合算することを追加

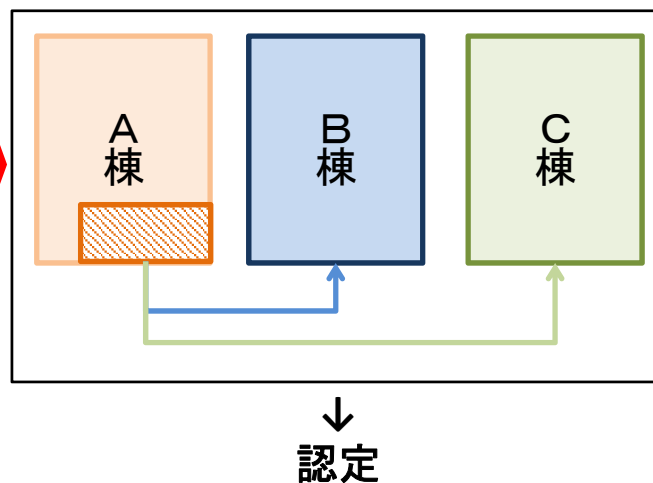
改正前  
 (1棟ごとの認定)

新規手数料    新規手数料    新規手数料



改正後  
 (複数棟を一団とした認定の追加)

A棟の**新規**手数料+B棟の**新規**手数料  
 +C棟の**新規**手数料



省エネ設備

※なお、複数棟の認定に係る審査の内容は、1棟の建築物と同様のため棟ごとの手数料額の変更なし

※変更認定についても、新規同様の合算とすることを追加